

運送約款の一部改定について

2022 年 2 月 24 日
東急電鉄株式会社

1. 改定規則
知的障害者旅客運賃割引規程
2. 改定日
2022 年 2 月 25 日（金）初電より
3. 改定内容
[2022 年 2 月 25 日からの知的障害者旅客運賃割引規程はこちらをご覧ください。](#)
[2022 年 2 月 24 日までの知的障害者旅客運賃割引規程はこちらをご覧ください。](#)
4. 新旧対照表
別紙をご覧ください。

以 上

【別紙】知的障害者旅客運賃割引規程の一部改訂について

現行	改訂
知的障害者旅客運賃割引規程 2019.10. 1 制定 (適用範囲) 第 1 条 この規程は、知的障害者が、単独でまたは介護者とともに、当社線および東日本旅客鉄道会社線ならびに連絡会社線の連絡運輸範囲を乗車する場合に適用する。 (知的障害者) 第 2 条 この規程において「知的障害者」とは、「療育手帳制度について」（昭和 48 年 9 月厚生省発児第 156 号厚生事務次官通知。以下「事務次官通知」という。）により定められた療育手帳制度要綱に規定する療育手帳の交付を受けているものをいう。 療育手帳の様式は、次の各号のとおりとする。 (1) 事務次官通知により示された様式 (中略) (2) 「カード型療育手帳の仕様について」（平成 27 年 11 月 18 日厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部企画課事務連絡）により示された様式	知的障害者旅客運賃割引規程 2019.10. 1 制定 2022. 2.25 現在 (適用範囲) 第 1 条 この規程は、知的障害者が、単独でまたは介護者とともに、当社線および東日本旅客鉄道会社線ならびに連絡会社線の連絡運輸範囲を乗車する場合に適用する。 (知的障害者) 第 2 条 この規程において「知的障害者」とは、「療育手帳制度について」（昭和 48 年 9 月厚生省発児第 156 号厚生事務次官通知。以下「事務次官通知」という。）により定められた療育手帳制度要綱に規定する療育手帳の交付を受けているものをいう。 療育手帳の様式は、次の各号のとおりとする。 (1) 事務次官通知により示された様式 (中略) (2) 「カード型療育手帳の仕様について」（平成 27 年 11 月 18 日厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部企画課事務連絡）により示された様式

(表面) ※裏面は無地(証明等の押印欄)

療育手帳		〇〇県(市)第	号
氏名	交付	再交付	
住所	生	性別	
保護者氏名	住所	続柄	
障害の程度(総合判定)			
旅客鉄道株式会社旅客運賃減額			
航空割引			
判定年月日	判定機関	〇〇県(市)	公印
合併障害	身体障害	級	1.2 × 1.2 cm
次の判定年月			

2 前項の知的障害者を、次に掲げる第1種知的障害者および第2種知的障害者に区分する。

(1) 「第1種知的障害者」とは次に掲げるものをいう。

ア 知能指数がおおむね35以下のものであって、日常生活において常時介護を要する程度のもの

(以下省略)

(表面) ※裏面は無地(証明等の押印欄)

療育手帳		〇〇県(市)第	号
氏名	交付	再交付	
住所	生	性別	
保護者氏名	住所	続柄	
障害の程度(総合判定)			
旅客鉄道株式会社旅客運賃減額			
航空割引			
判定年月日	判定機関	〇〇県(市)	公印
合併障害	身体障害	級	1.2 × 1.2 cm
次の判定年月			

(3) 「マイナンバーカードを活用した障害者手帳等情報のデジタル化による本人確認について」(令和4年1月18日国鉄事第602号国土交通省鉄道局長通知)によるものは、第7条に定める割引乗車券類の購入の際ならびに第10条に定める乗降の際および乗車中の呈示に限り、第1号および第2号に掲げる様式による療育手帳に代わるものとしてすることができる。

2 前項の知的障害者を、次に掲げる第1種知的障害者および第2種知的障害者に区分する。

(1) 「第1種知的障害者」とは次に掲げるものをいう。

ア 知能指数がおおむね35以下^ののものであって、日常生活において常時介護を要する程度のもの

(以下省略)